

付 議 第 13 号

高知県軽費老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例議案に係る意見聴取に関する議案

令和 7 年 2 月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成 4 年教育委員会規則第 1 号）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（5）教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。



6 高財政第 439 号
令和 7 年 2 月 6 日

高知県教育長 様

高 知 県 知 事



令和 7 年 2 月高知県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見について

令和 7 年 2 月高知県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育
行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき意見を求めます。

記

- 1 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例議案
- 2 高知県住民基本台帳法施行条例及び高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報利用及び提供並びに個人番号カードの利用に関する条例の一部を改正する条例議案
- 3 高知県軽費老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例議案
- 4 こうちグローバル人材育成基金条例議案
- 5 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 6 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例議案
- 7 高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案
- 8 高知県立香北青少年の家の指定管理者の指定に関する議案
- 9 県有財産（教学機器）の取得に関する議案
- 10 日高特別支援学校寄宿舎改築建築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 11 令和 7 年度高知県一般会計予算（所管分）
- 12 令和 7 年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
- 13 令和 6 年度高知県一般会計補正予算（所管分）
- 14 令和 6 年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算

第 号

高知県軽費老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例議案

高知県軽費老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月 日提出

高知県知事 濱田 省司

高知県軽費老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(高知県軽費老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 高知県軽費老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和3年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第16号）」を「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和6年厚生労働省令第164号）」に、「第13条」を「第17条」に改め、同条第2項中「第9条の」を「第6条の」に改め、同条第3項中「第12条」を「第11条」に改める。

(高知県指定居宅サービス等の事業等の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 高知県指定居宅サービス等の事業等の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例（令和3年高知県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「平成18年厚生労働省令第35号」を「平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準省令」という。」に改める。

第3条第3号中「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（次条第2項において「指定介護予防サービス等基準省令」という。）」を「指定介護予防サービス等基準省令」に改める。

第4条第1項中「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の

一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第16号。以下この条において「令和6年改正省令」という。）第2条」を「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和6年厚生労働省令第164号。以下この条において「令和6年省令第164号」という。）第9条」に改め、同条第2項中「令和6年改正省令第6条」を「令和6年省令第164号第14条」に改め、同条第3項中「令和6年改正省令」を「令和6年省令第164号」に改め、同条第4項中「令和6年改正省令」を「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第16号。次項において「令和6年省令第16号」という。）」に改め、同条第5項中「令和6年改正省令」を「令和6年省令第16号」に改める。

（高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第3条 高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和3年高知県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第5号。次項において「令和6年内閣府令第5号」という。）第1条」を「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第109号。以下この条において「令和6年改正府令」という。）第2条」に改め、同条第2項中「令和6年内閣府令第5号」を「令和6年改正府令」に改め、同条第3項中「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第18号）」を「令和6年改正府令」に改める。

（高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第4条 高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和3年高知県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正

する命令（令和6年^{内閣府}_{厚生労働省}令第3号）を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的

に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令（令和6年^{内閣府}_{厚生労働省}令第20号）に、「第2条」を「第1条」に改め、同条第2項中「障害者の日

常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第17号）を「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和6年厚生労働省令第164号）」に、「第2条の」を「第15条の」に改め、同条第3項中「第4条」を「第2条」に改め、同条第4項中「令和5年改正省令」を「こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和5年厚生労働省令第48号。次項において「令和5年改正省令」という。）」に改め、同条第6項中「第3条」を「第16条」に改める。

（高知県保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第5条 高知県保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和3年高知県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第3条中「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第118号）第1条」を「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和6年厚生労働省令第164号）第5条」に改める。

（高知県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第6条 高知県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和6年高知県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条中「基準の」を「基準（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和6年厚生労働省令第164号）第18条の規定による改正後のもの（当該改正に係る経過措置に関するものを含む。）をいう。）の」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

2 高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（令和6年高知県条例第21号）を次のように改正する。

第2条のうち高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第4条第1項の改正規定中「「第2条」」を「「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人

員、設備及び運営に関する基準及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令（令和6年^{内閣府}厚生労働省令第20号）を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する命令（令和6年^{内閣府}厚生労働省令第3号）」に改め、同条第3項の改正規定中「第4条」を「第2条」に改める。

高知県軽費老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部 を改正する条例議案説明

この条例は、その例によることとしている児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号）、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第18号）、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号）、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号）、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）及び女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準（令和5年厚生労働省令第36号）の一部改正により、栄養士免許を有しない管理栄養士を配置した場合についても職員の配置の基準を満たすこととされること等を考慮し、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第109号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令（令和6年^{内閣府}厚生労働省令第20号）及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和6年厚生労働省令第164号）の引用規定の整理をしようとするものである。

新 旧 対	照 表 旧
高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（抜粋）	高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（抜粋）
（趣旨等）	（趣旨等）
第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の15第3項第1号（法第21条の5の16第4項及び第21条の5の20第2項において読み替えて準用する場合を含む。）、第21条の5の17第1項各号並びに第21条の5の19第1項及び第2項、法第24条の9第3項（法第24条の10第4項及び第24条の13第2項において読み替えて準用する場合を含む。）において読み替えて準用する法第21条の5の15第3項第1号並びに法第24条の12第1項及び第2項並びに法第45条第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。	第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の15第3項第1号（法第21条の5の16第4項及び第21条の5の20第2項において読み替えて準用する場合を含む。）、第21条の5の17第1項各号並びに第21条の5の19第1項及び第2項、法第24条の9第3項（法第24条の10第4項及び第24条の13第2項において読み替えて準用する場合を含む。）において読み替えて準用する法第21条の5の15第3項第1号並びに法第24条の12第1項及び第2項並びに法第45条第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。
第2条 この条例においては、次に掲げる基準を定めるものとする。	第2条 この条例においては、次に掲げる基準を定めるものとする。
（1） 指定通所支援（法第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者等が行う法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援をいう。）及び法第21条の5の4第1項第2号に規定する基準該当通所支援の事業に係る人員、設備及び運	（1） 指定通所支援（法第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者等が行う法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援をいう。）及び法第21条の5の4第1項第2号に規定する基準該当通所支援の事業に係る人員、設備及び運

営に関する基準

(2)・(3) 略

(4) 法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準

(5) 法第7条第1項に規定する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

(定義)

第3条 この条例において使用する用語の意義は、この条例で定めるものを除くほか、次に掲げる法令において使用する用語の例による。

(1) 前条第1号に掲げる基準に係るものにあつては、法及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。次条第1項において「指定通所支援等基準省令」という。）

(2) 略

(3) 前条第4号に掲げる基準に係るものにあつては、法及び児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号。次条第2項において「指定障害児入所施設等基準省令」という。）

(4) 前条第5号に掲げる基準に係るものにあつては、法及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。次条第3項において「児童福祉施設基準省令」という。）

(指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の

営に関する基準

(2)・(3) 略

(4) 法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準

(5) 法第7条第1項に規定する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

(定義)

第3条 この条例において使用する用語の意義は、この条例で定めるものを除くほか、次に掲げる法令において使用する用語の例による。

(1) 前条第1号に掲げる基準に係るものにあつては、法及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。次条第1項において「指定通所支援等基準省令」という。）

(2) 略

(3) 前条第4号に掲げる基準に係るものにあつては、法及び児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号。次条第2項において「指定障害児入所施設等基準省令」という。）

(4) 前条第5号に掲げる基準に係るものにあつては、法及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。次条第3項において「児童福祉施設基準省令」という。）

(指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の

人員、設備及び運営に関する基準)

第4条 法第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の17第1項各号並びに第21条の5の19第1項及び第2項の条例で定める指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準は、この条例で定めるものを除くほか、指定通所支援等基準省令（指定通所支援等基準省令第40条（同条の規定を準用する部分を含む。）を除く。）で定める基準（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第109号。以下この条において「令和6年改正府令」という。）第2条の規定による改正後のもの（当該改正に係る経過措置に関するものを含む。）をいう。）の例による。

2 法第24条の12第1項及び第2項の条例で定める指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準は、この条例で定めるものを除くほか、指定障害児入所施設等基準省令（指定障害児入所施設等基準省令第37条（同条の規定を準用する部分を含む。）を除く。）で定める基準（令和6年改正府令第3条の規定による改正後のもの（当該改正に係る経過措置に関するものを含む。）をいう。）の例による。

3 法第45条第1項の条例で定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準は、この条例で定めるものを除くほか、児童福祉施設基準省令（児童福祉施設基準省令第6条及び第6条の2を除く。）で定める基準（令和6年改正府令第1条の規定による改正後のもの（当該改正に係る経過措置に関するものを含む。）をいう。）の例による。

人員、設備及び運営に関する基準)

第4条 法第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の17第1項各号並びに第21条の5の19第1項及び第2項の条例で定める指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準は、この条例で定めるものを除くほか、指定通所支援等基準省令（指定通所支援等基準省令第40条（同条の規定を準用する部分を含む。）を除く。）で定める基準（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第5号。次項において「令和6年内閣府令第5号」という。）第1条の規定による改正後のもの（当該改正に係る経過措置に関するものを含む。）をいう。）の例による。

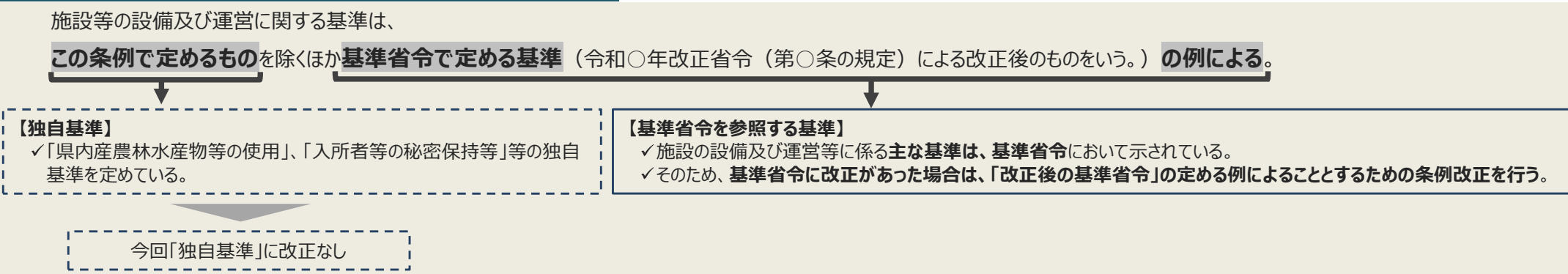
2 法第24条の12第1項及び第2項の条例で定める指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準は、この条例で定めるものを除くほか、指定障害児入所施設等基準省令（指定障害児入所施設等基準省令第37条（同条の規定を準用する部分を含む。）を除く。）で定める基準（令和6年内閣府令第5号第3条の規定による改正後のもの（当該改正に係る経過措置に関するものを含む。）をいう。）の例による。

3 法第45条第1項の条例で定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準は、この条例で定めるものを除くほか、児童福祉施設基準省令（児童福祉施設基準省令第6条及び第6条の2を除く。）で定める基準（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第18号）第1条の規定による改

正後のもの（当該改正に係る経過措置に関するものを含む。）をいう。）の例による。

概要 ✓ 県の基準条例が規定している設備、運営等の基準について参照している国の基準省令が一部改正されたことを考慮し、改正するもの

1 参考（基準省令を踏まえて制定している基準条例の構造）



2 省令改正等の概要

✓ 栄養士法の改正により**管理栄養士養成施設を卒業した者が管理栄養士国家試験を受ける場合は栄養士の免許を受けることが不要となった**ことを踏まえ、**栄養士免許を持たない管理栄養士を配置した場合についても、省令の職員配置基準を満たすこととする等の改正が行われた。**

旧基準（例）
・**栄養士**を置かなければならない。

新基準（例）
・**栄養士又は管理栄養士**を置かなければならない。

	栄養士免許	
	改正前	改正後
栄養士	有	有
管理栄養士	有	無

栄養士免許を持たない**管理栄養士**についても職員配置基準等を満たすよう改正

3 条例改正の概要

高知県軽費老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例（抜粋）		
	新	旧
改正例	第3条 社会福祉法第65条第1項の条例で定める軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準は、この条例で定めるものを除くほか、軽費老人ホーム基準省令（軽費老人ホーム基準省令第4章を除く。）で定める基準（ <u>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和6年厚生労働省令第164号。以下この条において「令和6年改正省令」という。）第17条</u> の規定による改正後のもの…の例による。	第3条 社会福祉法第65条第1項の条例で定める軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準は、この条例で定めるものを除くほか、軽費老人ホーム基準省令（軽費老人ホーム基準省令第4章を除く。）で定める基準（ <u>指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第16号。以下この条において「令和6年改正省令」という。）第13条</u> の規定による改正後のもの…の例による。
対象条例	・高知県軽費老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例 ・高知県指定居宅サービス等の事業等の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例 ・高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	・高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 ・高知県保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 ・高知県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例